

第5期台東区障害福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月
台東区

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちの
まち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、
今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく
住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成十八年十二月十四日 告示 第六百八十八号)

はじめに



このたび、本区の障害者とそのご家族のニーズや地域の実情を踏まえ、障害者の自立生活を支援する施策を推進するため、第5期台東区障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）を策定しました。

この計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」に、今回新たに児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた法定計画で、3年ごとに策定するものです。

平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある人が直面する具体的な障壁について合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

障害者総合支援法や児童福祉法についても新たなサービスの追加や数値目標が見直されるなど、障害者施策は大きな変革の中にあります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、障害者スポーツを一層推進していく必要があります。

本計画は、これらの状況を踏まえ、「ノーマライゼーションの理念のもと、人と人々が人格と個性を尊重し合いながら、障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念とし、その実現に向けた取り組みを体系的にまとめています。

この計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、創意工夫を重ねながら着実に障害福祉施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、台東区障害者福祉施策推進協議会や台東区障害者地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、当事者や関係団体などの多くの皆様、そして、パブリックコメントにご協力をいただいた区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年3月

台東区長

服部 征夫